

3-オ 土地の履歴調査報告書

第3号様式(第5条、第10条関係)

土地の履歴調査報告書

〇〇年 〇月 〇日

(宛先)春日井市長

「特定事業の計画に係る届出書」と同一の届出者又は土砂等の発生元事業者のうち、履歴調査の実施又は調査者に依頼した者のどちらかになります。

住 所 春日井市〇〇町〇番地
氏 名 株式会社〇〇
取締役社長 〇〇
(名称及び代表者氏名)

土地の履歴調査を実施する者については、土壤汚染対策法に規定する指定調査機関に依頼することが望ましい。

調 査 者 所 属 株式会社□□土壤調査
職 氏 名 土壤調査担当 〇〇
電 話 〇〇〇-〇〇〇-〇〇〇〇

第13条

春日井市土砂等の埋立て等に関する条例~~第7条第1項~~の規定により、次のとおり報告します。

揮発性有機化合物の使用履歴	土砂等の発生場所に揮発性有機化合物を使用等する工場・事業所の設置履歴なし
ポリ塩化ビフェニルの使用履歴	土砂等の発生場所にポリ塩化ビフェニルを使用等する工場・事業所の設置履歴なし
シアン化合物の使用履歴	土砂等の発生場所にシアン化合物を使用等する工場・事業所の設置履歴なし
農地又はゴルフ場としての使用履歴	土砂等の発生場所に農地及びゴルフ場としての使用履歴なし。

備考

1 概要

この第3号様式により、搬入する土砂等の発生場所において、有害物質を使用等する工場・事業所の設置履歴及び農地並びにゴルフ場としての使用履歴を調査し、報告します。

履歴調査により、設置又は使用履歴がないことを確認できれば、該当項目の土砂調査を省略することができます。ただし、自然界に存在する有害物質である次の8項目は省略することはできません。

- (1) カドミウム及びその化合物
- (2) 六価クロム化合物
- (3) 水銀及びその化合物
- (4) セレン及びその化合物
- (5) 鉛及びその化合物
- (6) 砒素及びその化合物
- (7) ふっ素及びその化合物
- (8) ほう素及びその化合物

2 記入要領

ア 揮発性有機化合物の使用履歴

有害物質のうち揮発性有機化合物12項目の使用、製造、処理及び貯蔵の履歴の調査結果を記入すること。

使用等の履歴がなければ、揮発性有機化合物12項目の土砂調査を省略することができます。

イ ポリ塩化ビフェニルの使用履歴

ポリ塩化ビフェニル（PCB）の使用及び保管の履歴の調査結果を記入すること。

使用等の履歴がなければ、PCBの土砂調査を省略することができます。

ウ シアン化合物の使用履歴

シアン化合物の使用、製造、処理及び貯蔵の履歴の調査結果を記入すること。

使用等の履歴がなければ、シアン化合物の土砂調査を省略することができます。

エ 農地又はゴルフ場としての使用履歴

農地及びゴルフ場としての使用履歴がなく、また、使用履歴があった場合でも該当する農薬（シマジン、チウラム、チオベンカルブ及び有機りん化合物）の使用履歴の調査結果を記入すること、

使用等の履歴がなければ、農薬（シマジン、チウラム、チオベンカルブ及び有機りん化合物）の土砂調査を省略することができます。

3 添付書類

- 発生場所に係る土地の登記事項証明書（該当地番全て）の写し
- 発生場所における過去の地図又は航空写真
- 上記の他、調査実施者が入手できる情報（書類又は図面）